

科学研究費助成事業（研究活動スタート支援）に
応募される研究者 各位

学術研究支援三田担当

2023（令和5）年度科学研究費助成事業（科研費）において新規募集の通知がありました。申請を希望する方は、応募資格の確認、科研費研究者名簿への登録が必ず必要ですので、学術研究支援三田担当にお申し出ください。事前に、この手続きを完了しないと応募資格は認められません。

I. 科学研究費助成事業 応募申込用紙 兼「電子申請システム」ID・パスワード発行依頼

締切 2023年4月5日（水）15時 厳守

※提出先は[こちら](#)

<https://forms.gle/Z9ZdCkQ2U86UzDu88>

もしくはQRコードから入ってください。



II. 研究計画調書（応募書類）提出

締切 2023年4月17日（月）15時 厳守

※提出先：科研費電子申請システム <https://www.shinsei.jsps.go.jp/kaken/>

電子申請システム操作にあたっては、以下のマニュアルをご覧ください。

研究者向け操作手引（簡易版）第5.9版

<https://www.shinsei.jsps.go.jp/kaken/docs/manual1ska-ga.pdf>

研究者向け操作手引（詳細版）第6.3版

<https://www.shinsei.jsps.go.jp/kaken/docs/manual1ka.pdf>

1. 公募の概要について（詳細は公募要領をご確認ください。）

(1) 応募資格

A) 令和4(2022)年10月1日以降に科学研究費助成事業の応募資格を得、かつ文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目(※)に応募していない者

B) 令和4(2022)年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目(※)に応募していない者

(※)令和5(2023)年度科研費「特別推進研究」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「挑戦的研究」及び「若手研究」

(2) 研究対象

前年秋の公募時期に応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画

(3) 応募総額

300万円以下（単年度当たり150万円以下）

(4) 研究期間

1～2年間

2. 電子申請システムについて

科学研究費助成事業の申請は、電子申請システムを利用して、応募書類の一部を作成します。応募される研究代表者は電子申請のためにID・パスワードが必要となります。別紙、「科学研究費助成事業 応募申込用紙 兼「電子申請システム」ID・パスワード発行依頼」をご提出ください。

3. 注意点

- ・重複応募の取扱いについては、公募要領（P.27）に記載されていますので、必ずご確認ください。
- ・研究計画調書は「Web入力項目」と「添付ファイル項目」で構成されます。

Web入力項目：「研究課題情報」「研究経費とその必要性」「研究費の応募・受入等の状況」

※研究代表者氏名、年齢、部局、職名等は所属研究機関からの事前登録情報のため自動表示されますので内容の確認をしてください。

添付ファイル項目：「研究目的、研究方法など」「応募者の研究遂行能力及び研究環境」「人権の保護及び法令等の遵守への対応」

- ・添付ファイル項目の様式は、「ID・パスワード」発行前でも以下のウェブサイトから取得できます。

※日本学術振興会 科学研究費助成事業 研究活動スタート支援 公募要領ダウンロードページ
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/22_startup_support/download.html

〔お問合せ先〕 学術研究支援三田担当

mail:kaken-mita@adst.keio.ac.jp・直通 03-5427-1756

※研究者及び研究機関に係る要件については、次ページをご覧ください。

研究者及び研究機関に係る要件（慶應義塾ガイドラインより抜粋）

<研究者に係る要件>

- ① 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
 - ※ 慶應義塾における「所属する者」とは、本塾人事諸規程にのっとり発令された者とする。ただし、医学部助教（無給）、医学部共同研究員等として発令されている場合および慶應義塾で受入れている日本学術振興会特別研究員は応募資格を認める対象とする。
 - ※ 「当該研究機関」とは、慶應義塾を示す。
- ② 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
 - ※ 非常勤講師で「教育職」として雇用される者は、原則として除く。しかし、現在非常勤教育職であっても、実際に慶應義塾での研究活動に従事している場合は申請の対象とする。
 - ※ 慶應義塾で受入れている日本学術振興会特別研究員を含む。
 - ※ 「当該研究機関」とは、慶應義塾を示す。
- ③ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）
 - ※ 正規学生として大学院等に学籍を有する者は、慶應義塾において常勤として研究活動を行うことを本務とする職に就いていない限り、原則として応募資格を認めない。

[応募資格が認められる例]

 - ・大学教員が、自分の専門分野の幅を広げるために大学院に通っている。
 - ・大学教員が、生涯学習のために放送大学に入学し語学の講義を受けている。など

<研究機関に係る要件>

- ④ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること。
 - ※ 「当該研究機関」とは、慶應義塾を示す
- ⑤ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと。